

## 函館市認知症初期集中支援推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号に規定する保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症であるまたはその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業として、地域支援事業実施要綱（平成18年厚生労働省老健局長通知老発 0609001号別紙）で定める認知症初期集中支援推進事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の目的)

第2条 支援事業は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム（別称：「はこだてオレンジケアチーム」、以下「支援チーム」という。）を配置し、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

(実施主体)

第3条 支援事業の実施主体は、函館市とする。ただし、支援事業の一部を、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者と認める者に委託することができる。

(チーム員の構成)

第4条 認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）は、次条の訪問支援対象者ごとに、第1号の専門職2名以上および第2号の専門医1名以上をもって構成する。

(1) 専門職

認知症疾患医療センター、地域包括支援センターまたは函館市の職員であって、次の各号の要件をすべて満たす者

ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員、またはこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識および経験を有すると市が認めた者

イ 認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者

ウ 国が定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講した者、もしくは、同研修を受講した者による伝達研修を受講した者

(2) 専門医

認知症疾患医療センターの医師であって、次の各号の要件のいずれかに該当する者

ア 日本老年精神医学会もしくは日本認知症学会の定める専門医であって、認知症サポート医（今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定の場合を含む。）である者

イ 認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、認知症サポート医（今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定の場合を含む。）である者

ウ 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有する者

(訪問支援対象者)

第5条 支援事業の対象者は、本市に住所を有し、在宅で生活する40歳以上の者であって、かつ認知症が疑われる人または認知症の人で、次の各号のいずれかの基準に該当する者（以下「訪問支援対象者」という。）とする。

(1) 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者

- ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- イ 継続的な医療サービスを受けていない者
- ウ 適切な介護サービスに結びついていない者
- エ 介護サービスが中断している者

(2) 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者。ただし、認知症サポート医が主治医の場合や、認知症サポート医が所属する医療機関が主治医の場合を除くものとする。

(3) その他、認知症の人やその家族の状況等から、チーム員の介入が必要と思われる者

2 訪問支援対象者に第7条第2号の支援を行うに当たっては、チーム員は本人またはその家族に支援事業の実施について説明し、支援を受けることおよび個人情報の使用に関することに同意を得るものとする。

(チーム員の役割)

第6条 第4条第1号の専門職は、訪問支援対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。

2 第4条第2項の専門医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見地から指導・助言等を行うほか、必要に応じてチーム員とともに訪問し相談に応需する。

(支援事業の内容)

第7条 支援事業の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 普及啓発の推進

地域住民や関係機関・団体等に対し、支援チームの役割や機能について広報活動や協力依頼等を行う。

(2) 認知症初期集中支援の実施

- ア 訪問支援対象者の把握
- イ 情報収集および観察・評価
- ウ 初回訪問時の支援
- エ 専門医を含めたチーム員会議の開催
- オ 初期集中支援の実施
- カ 引き継ぎ後のモニタリング
- キ 支援実施中の情報共有

(3) 支援チーム検討委員会の設置および開催

市が設置する検討委員会において、支援事業の効果的かつ円滑な実施について検討する。

(個人情報等の保護)

第8条 チーム員および支援事業の関係者は、正当な理由なく、支援事業の実施に関して知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。支援事業との関わりが終了した後も同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。